

宮城県庁県民第2駐車場屋外広告募集要項

1 広告媒体

名称	所在地	規格	枠数
宮城県庁県民第2駐車場屋外広告	仙台市青葉区本町3丁目5-19	縦2.0m×横4.0m	1枠

※1 広告媒体の詳細は、別添のとおりです。

※2 広告の作成、掲出及び撤去は広告主側で行い、費用は広告主の負担とします。また、照明を設置する場合についても設置及び撤去は広告主側で行い、毎月の電気料金を含む費用は広告主の負担とします。

※3 仙台市屋外広告物条例(平成元年仙台市条例第4号)に基づく許可は、広告主側で行い、費用は広告主の負担とします。

2 広告の掲出期間

平成30年2月1日から平成31年1月31日まで(1年間)

ただし、契約金額と同額で、1年単位で2回を限度として契約期間を更新できるものとします。

3 広告料金

広告料金は、広告掲出料と行政財産使用料183,360円の合計額となります。

※広告料金の計算例(広告掲出料の見積金額が400,000円の場合)

広告掲出料の見積金額400,000円×1.08+行政財産使用料183,360円=615,360円

4 予定価格

広告掲出料年額300,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

契約金額は、見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とします。また、契約に当たっては、上記広告掲出料のほかに広告媒体の使用料として行政財産使用料183,360円を負担していただきます。

※1 行政財産使用料は、広告の設置に伴う行政財産の目的外使用に係る料金で、財産の交換、譲与等に関する条例(昭和39年宮城県条例第19号)の規定に従い算定したものです。

※2 広告代理店からの申込みも可能です。この場合、県が広告代理店に手数料(広告掲出料の20%)を支払います(広告主と広告代理店が異なる場合のみ対象)。

5 申込方法

(1) 募集期間 平成29年12月1日(金)から平成29年12月22日(金)まで(必着)

(2) 提出物

① 宮城県庁県民第2駐車場屋外広告申込(見積)書

② 会社の業務内容が分かる会社概要等の資料

※ 必要事項を記入・押印の上、持参又は郵送により提出してください。

6 広告主の決定

予定価格以上で、最高の価格をもって見積もりした者を広告主とします。

なお、決定となるべき同価の見積もりをした者が2者以上あるときは、抽選により決定します。

7 広告主決定後の手続き

広告主が決定した場合、以下の書類を提出願います。

- (1) 行政財産使用許可申請書
- (2) 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- (3) 法人登記事項証明書又は定款若しくは寄付行為の写し(個人事業主の場合は、住民票抄本)
- (4) 広告案及び仕様の分かる資料

8 関係規定

- (1) 宮城県広告事業実施要綱
- (2) 宮城県広告掲載等基準
- (3) 宮城県広告事業事務取扱要領
- (4) 仙台市屋外広告物条例
- (5) 杜の都の風土を育む景観条例

9 その他

- (1) 広告料金は、納入通知書により指定する納入期限までの一括納入となります。
- (2) 契約期間中に広告内容を変更する場合又は広告代理店による契約で広告主を変更する場合は、2週間前までに協議願います。

10 申込み・問合せ先

宮城県総務部管財課庁舎班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-2354(直通) FAX : 022-211-2298

E-mail : kanzait@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanzai/okugaikoukoku.html>